

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本メサライト工業株式会社  
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
40,425,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当